

公益信託 区制50周年記念生野ふれ愛基金 助成金給付対象者募集のお知らせ

公益信託 区制50周年記念生野ふれ愛基金
受託者 株式会社りそな銀行

本公益信託は、平成5年の生野区制50周年記念事業の柱として企画され、多くの区民の皆様の協賛をいただき、平成8年に設立されました。生野区の社会福祉の向上に寄与することを目的とし、区内の社会福祉活動をおこなう福祉施設、ボランティア団体などに助成金を給付しております。

つきましては、助成金給付対象者を以下のとおり募集いたしますので、助成金（1件あたり20万円以内）を希望される方は、募集要項に基づき、募集窓口までお申し込みください。

<公益信託の概要>

名称	公益信託 区制50周年記念生野ふれ愛基金
基金設立	平成8年6月
財産	金銭 当初6千万円
目的	生野区内の児童、高齢者、障がい者等を対象とした社会福祉施設や社会福祉活動を行う団体等に対して助成金を給付することにより、地域住民が主体となった心のふれあう明るく豊かな地域社会の発展を図り、もって社会福祉の向上に寄与すること。
事業内容	① 生野区内に所在する社会福祉施設を経営する団体等への設備費または活動費の助成 ② 生野区内において社会福祉活動を行う団体等への活動関連資器材購入費または活動費の助成 ③ その他前条の目的を達成するために必要な事業
委託者	区制50周年記念生野ふれ愛基金推進協議会

<募集要項>

1. 助成対象	①生野区内の児童、高齢者、障がい者等を対象とした生野区内の社会福祉施設 ②生野区内の児童、高齢者、障がい者等を対象とした区内で社会福祉活動に実績のある団体、ボランティアグループ ③生野区内で、地域住民が主体となった心のふれあう明るく豊かな地域社会の発展に資する活動を行う生野区内の団体、ボランティアグループ
2. 募集期間	2024年5月10日（金）（消印有効）
3. 助成方法	2024年7月に、銀行振込により給付予定
4. 応募方法	助成申請書に、必要事項を記入のうえ、2024年5月10日（消印有効）までに6.の募集窓口へ送付してください。 ※助成金使途計画は、できるだけ詳細に記入して下さい。 ※ご応募にあたっては、書類に記載のある方皆さままで「公益信託関連業務における個人情報の利用について」を必ずご覧になり、個人情報の利用目的や情報の提供先等受託者における個人情報の取扱をご確認いただき、この取扱にご同意を得た上で必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。
5. 選考	6月に開催予定の運営委員会の審議により、給付の可否ならびに給付金額を決定します。
6. 募集窓口	〒135-8581 東京都江東区木場1丁目5番65号 深川ギャザリア W2 棟 株式会社りそな銀行 信託オペレーションオフィス 公益信託担当 TEL 03-6704-3359 FAX 03-5632-5944

以上

<必ずご覧ください>

公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行
(公益信託受託者)

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。

公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

- ・ 業務内容
 - 公益信託の助成事業遂行に必要な業務
(助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務)
- ・ 利用目的
 - 公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
 - 公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため
- ・ 個人情報提供先
 - 公益信託関係者
(例) 運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
 - 主務官庁

以 上